



代表 山田延廣弁護士  
新年おめでとうございます



みなさん、去年はどんな年でしたか？私は、戦争法と呼ばれる安全保障法が成立し、労働者派遣法等の労働法制が変わるなどしたため、歴史的に大きく転換した年だと思います。

戦争できる国になれば、社会保障費は切り詰められ、軍事費は増えていくでしょう。現にそうなりつつあります。私たちは、人々が強い国造りを目指し、社会的・経済的な弱者に目を向けなくなることを恐れるのです。また、労働法制改悪問題

も同様です。非正規雇用者が2000万人を優に突破しました。私たちは、今以上に経済的に困窮する人々が増えることを憂うのです。

貧困をなくそうと運動している立場の者は、こういった政治的な問題についても無関心でいるわけにはいきません。ただ、この政治状況が一朝一夕に変わるものとは思えません。私たちは、これまで以上に、他の福祉団体や専門家と手を取り合いながら、シェルター活動、相談活動、食事や住まいの提供などの活動を広めていかなければなりません。

世の中は、競争だけではなく、「人と人がお互いに手を取りながら助け合うことによって、より安心で安定した社会となる」ことを信じて、今年も一緒にがんばりましょう。一人一人の努力は必ず世の中を変えるはずで

## 年末年越し生活相談会

12月8日（火）、9日（水）の両日、広島駅南口＝エールエール地下広場において、恒例の反貧困ネット主催、年越し生活相談会を開催した。

年末相談会は、住居がない方や生活に困窮されている方が安心して新年を迎えていただけるように実施しており、弁護士や司法書士、社会保険労務士など多くの専門家たちが参加し、相談を受け、問題の解決に向け努力した。



全体の相談件数は2日間で89件（面談84件、電話5件）であり、初日、テレビ局が3社ほど取材に来てくれたので、2日目はもっと相談者があふれるかと期待したが、前回（9月16日）に比べ相談数は減少した。

相談事例の中で、今の世の中を反映しているような相談があった。Bさんの発言はこんなものであった。「僕はシリアに行きたいんですよ。戦争でもいいから、生きている実感を味わいたい。今の仕事をやって17年になるけど、給料はほとんど上がらないし、仕事場では年寄りばかりで話も

できない。孤立しているんですよ。」

こちらから、「具体的にシリアに行く方法を探したんですか？アラビア語など勉強したんですか？」などと聞いていくと話があいまいとなった。そして、彼が話してきたことは、今年になって父親が死んでショックを受けたこと、母親と一緒に生活しているが、母親が死んでしまったら自分一人の給料では生活できなくなってしまう。今後の生活が不安なんですよということであった。今までは両親の年金があって、何とか生活することができたが、現実には父親の死に直面したことから、一挙に生活不安が襲ってきたということである。

社会的孤立、仕事場での孤立、生きがいの喪失、生活不安、こうしたものがさまざまに錯綜して、出た来たものが「シリアでの戦闘行為に参加したい」というものであった。彼の考えを批判することは簡単だが、その前に、時代の閉塞感、絶望、孤立、生活不安といったものを感じさせられて、こちらでも少し深刻になってしまった。(T)



## 相談会集計

**性別**：男性26名、女性54名、不明9名

**年代**：20代1名、30代6名、40代10名、50代18名、60代13名、70代22名、80代6名  
90代1名、不明13名

**知的媒介**：通りがかり39名、法テラスから9名、チラシ8名、紹介10名マスコミ等3名、その他5名  
不明15名

**相談内容**：相続15名、借金・貸金13名、生活苦9名、年金6名、生活保護5名、医療・保険5名、離婚4名、賃貸借4名、税金3名、労働3名、子育て・介護3名、家族2名、パワハラ・セクハラ2名、改正、契約トラブル、就労支援、契約書作成、人間関係、ホームレス、マイナンバー、行政対応、こころ、雨漏り、窃盗被害、各1名、その他4名

## 住宅扶助費引下げ

厚生労働省の通知により、2015年7月から、生活保護制度の中の住宅扶助基準が、全国的に引き下げられました（広島市、単身世帯の場合、4000円の引き下げ、2人世帯の場合、9000円の引き下げ）。引き下げの根拠は、年収300万円以内の「一般低所得者世帯」の家賃額と、「生活保護受給世帯」の家賃額を比較した結果、生活保護世帯の方が家賃額が高い、というものでした。しかし、「一般低所得者世帯」には、生活保護基準に満たない生活をしている方や、劣悪な住居に住んでいる方も含まれています。

そもそも、厚生労働省は健康で文化的な住居の基準として、住生活基本計画で定められた「最低居住面積水準」を用いていますが、3分の1の民間借家はその水準に達しておらず、単身の生活保護受給世帯の31%が水準以下の劣悪な住居で生活しています。

今回の住宅扶助基準の引き下げは、ただでさえ劣悪な住居で暮らしている生活保護利用者の住環境をさらに悪化させるものです。労働環境の悪化と社会保障制度の不備により、低所得にならざるを得ない世帯と、生活保護利用世帯を比較することはやめ、すべての人々が命を脅かされない、安心な生活、生活できる賃金を国が保障すべきです。日本国憲法25条における「健康で文化的な最低限度の生活」を社会の進歩に合わせて作り上げていくことが、日本国憲法の理念に合致するものだと考えます。

さて、住宅扶助基準の引き下げには、厚生労働省の通知により、住宅扶助基準の引き下げによる影響を緩和する「経過措置」の適用が認められています。高齢・障害、転居によって通勤・通学に支障が出るなど、一定の要件に当てはまれば、今後も現在の住まいに住み続けられる可能性があります。詳しく知りたい方は、反貧困ネットワーク広島までご相談ください。（Y）

## ～反貧困全国集会2015に参加してきました～

「死ぬのはイヤだ！生きぬくためにつなごう！」

2015年10月17日東京田町の交通ビルで反貧困ネットワーク全国集会が開かれました。

当日は350人が会場に集まり、子どもの貧困、下流老人など、近年非常に深刻な問題として注目されているテーマで分科会が行われました。私が参加した分科会「子どもの今を支える」では生活困窮に陥っている家庭の子どもに居場所を提供する取り組みが紹介されました。その中で印象に残ったのは、神奈川県NPO法人パノラマの田奈高校「ぴっかりカフェ」の取り組みです。ぴっかりカフェは、家庭で困難を抱えている生徒が多い、いわゆる「課題集中校」の図書館をカフェとして

運営し、高校に通う生徒の居場所として機能させていました。生徒がカフェに通い、NPO法人の支援者と歌を歌ったり、お店の手伝いをしていく中で、自分の家庭の問題を話し始めるようになると、早期の支援が可能になるということでした。

活動報告会では、反貧困ネットワーク広島の行っている相談会、ほっとサロン、シェルターなどの取り組みを紹介させていただきました。シェルターの運営については会場の方々に関心を持っていただいたようで、報告後に多くの質問が寄せられました。また、他県の反貧困ネットワークの報告を聞き、広島のように多様な取り組みを行っている県はなかったのも、これからもこの取り組みを継続させていきたいと、改めて感じました。（Y）

## 利息制限法金利引下げ実現全国会議山口シンポに参加して

広島つくしの会 新家隆史

1月29日（日）、山口市湯田温泉町にて、利息制限法金利引下げ実現全国会議シンポジウムが行われ、広島つくしの会から6名参加しました。

同会議は、2007年3月に、利息制限法の利率を適正金利まで引下げることが目的として、利息制限法下における多重債務被害の実態の把握と調査・研究及び救済を目的に、学者、弁護士、司法書士、税理士、被害者の会などを中心に結成されました。今回が28回目の全国会議で、「私たちの考える利息制限法の上限金利」生活を破壊しない金利を！をテーマに約30名が参加しました。最初に地元被害者Aさんの事例報告がありました。

Aさんは銀行、信販会社のカードローン5社から合計約450万の借入残高があって、大手サラ金業者の審査で断られたのですが、地元貸金業者E社は融資のOKが出たそうです。そこで、Aさんは10万円の借り入れをしました。年利18.0%で1回の返済額は1万840円で合計10回支払い、総額10万8400円の支払いでした。しかし、3回目の支払いが済んだところで、A社から信用が出来たので借増しを持ちかけられ、Aさんはこれに

応じ10万円借増ししました。こんな要領で借増しを繰り返し、契約の2年後には貸付残高72万円、元金残高47万円になっていました。このように、3回から5回の返済が終わるたびに、A社から借増しを持ちかけられ、一向に返済が終わらず、逆に借入額、返済額を増加させる手口についての報告がありました。日常の相談者の傾聴では、貸金業者から借増しを持ちかけられると必要としていなくても、もしものために借増しに応じってしまう心理を突く悪質な手口だとあらためて思いました。

柴田昌彦税理士は、利息制限法の上限金利が元金10万円未満年利20%、10万から100万円が年利18%、100万円未満が15%と3区分されている合理的な理由はなく、利率は一律でよいと指摘され、シンポ参加者一同は、利息制限法の上限金利を8%にするよう求めていくことを確認しました。

他に、私が気になったのが民法上の成人年齢引き下げと総量規制の抜け穴（サラ金保証付きの銀行融資）や保証人問題などです。

私たち被害者の会がすべきことは沢山あることを感じた1日でした。

## 定例会勉強会(H25.10.20)「食べて語ろう会・中本ばっちゃん」活動報告について

今回は、私たちと同じ困窮者対策、中でも子どもの貧困問題に取り組んでおられるということでお話をいただきました。

中本ばっちゃんこと、中本忠子さんが保護司をされていた際、少年に諭していたところ、お腹の音が「ぐーっ」と鳴り、少年が何も食べていないことがわかり、中本さんが「気づかずにごめんね」と急いで食事を作って食べさせたそうです。

「自分の食べるのも我慢して子どもに食べさせる」のが親でしょうが、それとは反対に、薬物依存や精神疾患などの影響で「親が、親自身の弁当だけ買ってきて食べて、子どもの分は無く冷蔵庫もいつも空っぽ」の少年、子どもの分まで含めて支給されている生活保護費を親が支給日から数日で使い切り、電気・水道などが止められてしまう少年、親から木のハンガーで叩かれる少年、親の薬物注射を見たり薬物を買に行かされる少年、親など受け入れ先がないため軽微な犯罪でも少年院送致となってしまう少年、幼少時から施設で育ち、「施設では泣いても誰も助けてくれないから

声を出さずに泣く」と言っていた少年、夏休みなど長期の休みはもちろん、土日も給食がないため、お腹をすかせている少年、型枠や建築など真夏も外で肉体労働に就くのに朝食も昼食を買うお金もない少年、「寂しい。誰かと話したい。」とやってくる少年・・・

小さいときから親や心安まる家庭に縁がなく、食事満足にとれず、また居場所もないために万引や暴力などの問題を起こす少年たちに対し、食べて語ろう会は、食事や居場所を提供し、非行からの改善更生を支援する活動をされています。

具体的には、毎月第1・第3日曜の午後3時～7時は広島中央公民館実習室で、その他の日の午前11時～午後8時は、新たに新設された「横川の家」で、保護司、更生保護女性会員らスタッフが、広島市内や遠く廿日市から通ってくる40、50人（1日あたり10人程度）の少年らの話を聞きながら一緒に食事を作って提供しているそうです。（A）



## 共同募金の御願い

共同募金(赤い羽根)の社会課題解決プロジェクト振込用紙による活動資金のご援助をお願いします。

\* 振込料無料 所得税寄付金控除 有

\* 期間 2016年1月1日から3月31日まで

\* 反貧困ネット用の共同募金会振込用紙で入金いただいた募金は、広島県共同募金会から、全額が当団体に助成されます。

どうぞご支援をお願い致します。

## 春の講演会のお知らせ

3月12日(土)午後1時30分から、広島市南区地域福祉センター大会議室において、住まいの貧困に取り組むネットワークなどの活動をされている稲葉 剛さんに「現代日本における住まいの貧困」をテーマにご講演いただきます。こちらも是非お誘い合わせの上、ご参加ください。

【稲葉 剛さんプロフィール】

2001年自立生活サポートセンター・もやいを設立し、幅広い生活困窮者への相談・支援活動に取り組む。

現在、認定NPO法人自立生活サポートセンター・もやい理事、一般社団法人つくろい東京ファンド代表理事、住まいの貧困に取り組むネットワーク世話人など

## 今後の相談会日程(いずれも会場は広島駅南口地下広場、時間10:00~17:00)

2016年 3月29日(火)・30日(水) 暮らしとこころの相談会(弁護士会主催)

2016年 6月21日(火)・22日(水) まちかど生活相談会(反貧困ネット主催)

2016年 9月 6日(火)・ 7日(水) 暮らしとこころの相談会(弁護士会主催)

2016年12月 6日(火)・ 7日(水) 年末年越し相談会(反貧困ネット主催)

【相談会について】

例年、3月と9月は厚労省の自死問題取組月間のため、日弁連が全国一斉で「暮らしとこころの相談会」を実施しています。

そのため、広島弁護士会が主催となり、反貧困ネット広島も共催で実施しています。

他方、6月と12月は、反貧困ネットが主催で開催している「まちかど生活相談会」です。もともと、反貧困ネットは、12月に住まいも食べ物もなく凍えている派遣切り労働者を救済しようと活動を開始したため、駅前地下広場という寒い会場でも頑張って相談会を続けています。

【シェルター利用状況】

2015年12月17日 (2009年5月以降の累計)

| 年代  | 男性  | 女性  | 合計  |
|-----|-----|-----|-----|
| 10代 | 6   | 14  | 20  |
| 20代 | 68  | 39  | 107 |
| 30代 | 137 | 29  | 166 |
| 40代 | 148 | 41  | 189 |
| 50代 | 138 | 34  | 172 |
| 60代 | 81  | 23  | 104 |
| 70代 | 28  | 10  | 38  |
| 80代 | 4   | 4   | 8   |
| 不明  | 13  | 26  | 39  |
| 合計  | 623 | 220 | 843 |

世帯内訳：単身762名、夫婦31名、親子50名

## 会員募集中です

正会員(個人)年会費 2,000円 正会員(団体) 年会費 5,000円

賛助会員(個人)年会費 5,000円 賛助会員(団体) 年会費10,000円

会費・寄付振込先：反貧困ネットワーク広島

広島銀行白島支店 普通3235401：郵便為替 01390-1-98338

反貧困ネットワーク広島では、お米、ラーメン、そうめん、など保存食やタオルなどの寄付も随時おまちしています。

NPO法人 反貧困ネットワーク広島 事務局 相談専用電話

広島市中区東白島14-15NTTクレド白島ビル7階

090-4890-1579

広島総合法律会計事務所内

平日10:00~17:00

電話:082-227-8181 FAX:082-227-1200

